

佐賀市競争入札参加資格者 様

佐賀市長 坂井 英隆
(公 印 省 略)

佐賀市建設工事請負契約約款等の改正について（通知）

佐賀市建設工事請負契約約款等を改正しますので、令和 8 年 8 月 1 日以降に公告又は指名する建設工事及び建設工事関連業務委託の案件を契約される際は、改正後の請負契約約款をご使用ください。

なお、改正後の請負契約約款は、佐賀市ホームページにて掲載しています。

記

1 改正した契約約款

- ① 佐賀市建設工事請負契約約款
- ② 佐賀市調査・設計等業務委託契約約款

2 改正の概要

① 佐賀市建設工事請負契約約款	② 佐賀市調査・設計等業務委託契約約款
・ 請負代金内訳書に明示する項目の追加 「材料費」「労務費」「安全衛生経費」 「建退共掛金」「法定福利費」 ・ コミットメント条項の追加 ・ 他機関が発注した工事との調整規定の創設 他	・ 第 3 7 条の 2（部分払）の条文の改め

3 適用する案件

令和 8 年 8 月 1 日以降に公告又は指名する案件から適用。

4 約款（改正後）

佐賀市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【問い合わせ先】
佐賀市役所本庁 5 階
総務部契約監理課 契約係
TEL 0952-40-7152
FAX 0952-40-7378

工事契約で使用する佐賀市建設工事請負契約約款を改正しました。

(令和8年8月1日施行)

◆入札時及び契約時に提出する内訳書への記載の義務化。

令和8年8月1日施行の佐賀市建設工事請負契約約款改正に伴い、入札時及び契約時に内訳書を提出する際、以下の項目の記載が義務付けられます。

【追加項目】(以下、「材料費等」という。)

「材料費」「労務費」「安全衛生経費」「建退共掛金」「法定福利費」

※令和8年8月1日以降に、公告又は指名する建設工事については、入札時及び契約時に提出する内訳書に記載が必要ですので、ご注意ください。

(1) 対象案件

令和8年8月1日以降に公告又は指名する建設工事情件

(2) 提出が必要な書類

- ・材料費等が明示された工事費内訳書（入札時提出）
- ・材料費等が明示された請負代金内訳書（契約時提出）

(3) 入札時の取扱いについて（暫定措置）

- ① 工事費内訳書に材料費等の記載がない場合でも、当面の間、「無効」としない。
- ② 「材料費」「労務費」「安全衛生経費」「建退共掛金」については、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、以下のように記載可。
(※ 法定福利費は、従前より見積の明示を求めているため取扱いの対象外)。
 - ・すべてを計上できない場合、「計上不可」と記載。
 - ・一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し「一部計上」と記載。

(4) 関連ページ

佐賀市ホームページに関連する資料を掲載しておりますので、確認をお願いします。

○佐賀市ホームページ（トップ）→ 産業・街づくり → 入札契約

→ 入札

→ 入札に関する変更事項

- ・契約約款の改正に伴う工事費内訳書について

→ 契約履行・変更

→ 契約に関する変更事項

- ・契約約款の改正に伴う請負代金内訳書について

→ 契約

- ・建設工事請負契約(新規)